

## 第3章

# 県立高等学校の魅力・特色づくりの推進

今後も、各県立高等学校に期待される社会的役割（スクール・ミッション<sup>15</sup>）に基づき、社会情勢の変化や生徒のニーズ、国の動向等も踏まえながら、学びの内容を検証するとともに、必要に応じて、教育課程の見直しや学科改編を行うなど、学びたいことが学べる魅力と活力ある学校づくりを推進する。

## 1 全日制普通科・総合学科

### 【現在設置している学科等について】

#### (1) 普通科学年制

##### 設置状況

普通科学年制：全県で 84/125 校に設置

（第1学区 17校、第2学区 23校、第3学区 20校、第4学区 17校、第5学区 7校）

特色類型：全県で 55/125 校に設置

（第1学区 11校、第2学区 16校、第3学区 14校、第4学区 10校、第5学区 4校）

コース：全県で 15/125 校に設置

（第1学区 4校、第2学区 5校、第3学区 2校、第4学区 3校、第5学区 1校）

普通科学年制については、学びの基本形であることから、全学区において現行の枠組を維持する。

普通科の魅力・特色を高めてきた特色類型及びコース<sup>16</sup>のうち、コースについては、普通科全般で多様性が高まるとともに、専門学科と同程度の専門性を確保することができないことから、見直しを行う。

#### ① 特色類型

普通科のみを設置するすべての高等学校に設置してきた特色類型については、国が進める普通科改革の方向性も踏まえ、全学区において、現行の枠組を維持する。

ただし、生徒のニーズ等に応じた新たな学びが可能となるよう、必要に応じて、普通科新学科や特色ある学科等への改編を検討する。

<sup>15</sup> スクール・ミッション

各県立高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするため、設置者である兵庫県教育委員会が示す、各県立高等学校の存在意義や期待されている社会的役割、目指すべき学校像。

<sup>16</sup> コース

特色類型（4頁の注6参照）以上に専門的な学びを多く設定している普通科における類型の一形態。国際文化系／自然科学系／総合人間系／看護福祉系の4コースに大別できる。各校で定員40人のすべてを推薦入学で募集する。

## ② コース

コースについては、これまで培ってきた学びの特色を基盤としながら、生徒のニーズ等にさらに応えるため、普通科新学科、STEAM<sup>17</sup>に関する学科または普通科特色類型に改編する。

改編に伴い、令和7(2025)年度までにすべてのコースの募集を停止する。

## 〔各学校における取組の充実にあたっての視点〕

- ◇ 画一的な学びではなく、生徒の現状や地域の実情に応じた特色ある学びの展開が求められていることを踏まえ、教科横断的な教育課程を編成するなど、教育内容の工夫に努める。
- ◇ 特色類型において特色化を更に進めるにあたっては、地元自治体や大学等の研究機関、民間企業等と連携した取組を推進する。

## ＜年次計画＞

年度	普通科学年制（特色類型）	普通科学年制（コース）
令和4(2022)	各類型のあり方を検証し、今後の方向性を検討	各校において改編を検討
令和5(2023)	<u>必要に応じて、順次、改編等を実施</u>	令和6(2024)年度改編校を公表
令和6(2024)	↓	<u>普通科新学科等に改編</u> 令和7(2025)年度改編校を公表
令和7(2025)		<u>普通科新学科に改編</u> (全コースの募集停止)
令和8(2026)		

<sup>17</sup> STEAM

4頁の注13参照。

## 記

## 第1 改正の概要

## 1 高等学校の特色化・魅力化関係

- (1) 高等学校における三つの方針の策定・公表（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）の一部改正）
- ① 高等学校は、高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針（以下「三つの方針」という。）を定め、公表するものとする。こと。（施行規則第103条の2関係）
  - ② 上記①の規定は、入学者の受入れに関する方針を除き、中等教育学校の後期課程において準用すること。（施行規則第113条第3項関係）
- (2) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備（高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号。以下「設置基準」という。）の一部改正）
- 高等学校は、各学科に係る三つの方針を踏まえ、当該学科における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならないこと。（設置基準第19条関係）
- (3) 高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化（設置基準及び高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「指導要領」という。）の一部改正）
- ① 高等学校の普通教育を主とする学科は普通科とされていたが、新たに普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とすること。（設置基準第6条第1項関係）
  - ② 高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る三つの方針にふさわしいものとする。こと。（設置基準第6条の2関係）
  - ③ 普通科以外の普通教育を主とする学科における各教科・科目等の履修については以下のとおりとすること。（指導要領第1章第2款の3の(2)のイ関係）
    - (a) 各学科に係る三つの方針を踏まえ、各学科の特色等に応じた目標及び内容を定めた学校設定教科に関する科目を設け、当該科目については全ての生徒に2単位以上履修させること。
    - (b) 上記(a)の学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間を合計6単位以上履修させること。
    - (c) 上記(a)の学校設定教科に関する科目又は総合的な探究の時間を、原則として各年次にわたり履修させること。その際、当該科目及び総合的な探究の時間について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導を行うことに特に意を用いること。
  - ④ 普通教育を主とする学科のうち、学際的な分野に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科（以下「学際領域に関する学科」という。）を置く高等学校は、大学等、国の機関又は国際機関その他の国際的な活動を行う国内外の機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。こと。（設置基準第20条第1項関係）
  - ⑤ 普通教育を主とする学科のうち、地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科（以下「地域社会に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該高等学校が所在する地域の行政機関又は事業者その他の地域の活性化に資する活動を行う機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。こと。（設置基準第21条第1項関係）
  - ⑥ 学際領域に関する学科又は地域社会に関する学科を置く高等学校は、上記④及び⑤の連

携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 (設置基準第 20 条第 2 項及び第 21 条第 2 項関係)

(4) 施行期日及び経過措置

- ① 上記 1 (1) から (3) までの改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。 (改正省令附則第 1 条関係)
- ② 上記 1 (1) の改正に関し、改正省令の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、高等学校の設置者が、特別の事情があり、かつ教育上支障がないと認める場合には、高等学校は、同条各号に掲げる方針を定め、公表することを要しないこと。 (改正省令附則第 3 条関係)

## 2 高等学校通信教育の質保証関係

(1) 教育課程の編成・実施の適正化（高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号。以下「通信教育規程」という。）の一部改正）

- ① 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の校長は、通信教育の実施に当たっては、次に掲げる事項を記載した計画（以下「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。 (通信教育規程第 4 条の 3 関係)
  - (a) 通信教育を実施する科目等の名称及び目標に関すること。
  - (b) 通信教育を実施する科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。
  - (c) 通信教育を実施する科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準に関すること。
- ② 同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、40 人を超えてはならないこと。 (通信教育規程第 4 条の 2 関係)
- ③ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れ、面接指導等の時間数の一部を免除しようとする場合には、添削指導及び面接指導との関連を図り、指導要領第 1 章第 3 款の 2「学習評価の充実」に示す事項に配慮しながら、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう十分配慮しなければならないこと。 (指導要領第 1 章第 2 款の 5 の (5) 関係)
- ④ 試験は、各学校において、各教科・科目の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、各教科・科目の履修につき適切な回数確保した上で、添削指導及び面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこと。 (指導要領第 1 章第 2 款の 5 の (6) 関係)

(2) サテライト施設の教育水準の確保（施行規則及び通信教育規程の一部改正）

- ① 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設（当該実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。以下同じ。）を設けることができること。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならないこと。 (通信教育規程第 3 条第 1 項関係)
  - (a) 面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設（以下「面接指導等実施施設」という。）
  - (b) 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附帯する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であって、面接指導等実施施設以外のもの（以下「学習等支援施設」という。）

## 新学科設置の条件及びスケジュール

## 1 設置条件等

学科	カリキュラム	組織	学びの内容	留意事項
学際領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題探究に特化した科目を7単位以上設定</li> <li><u>文理融合型の課題探究</u>を軸とした教育課程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>大学や国の機関等</u>との連携協力体制</li> <li>連絡調整専門職員を指名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学際的・複合的な視点に立ち、SDGsの実現等に取り組む学び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>5以上の団体</u>と連携</li> <li><u>大学等関係者</u>の授業参加が、1単位当たり<u>5単位時間以上</u></li> <li>担当部署の設置</li> <li>学年団、教科等に担当を設定</li> </ul>
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題探究に特化した科目を7単位以上設定</li> <li><u>地域課題の解決</u>に取り組む学びを軸とした教育課程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>地域の行政機関、事業者等</u>との連携協力体制 ※学校運営協議会の設置、コンソーシアムの構築</li> <li>連絡調整専門職員を指名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会の一員としての視点に立ち、地域社会が抱える課題を探究する学び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>5以上の団体</u>と連携</li> <li><u>地域関係者</u>の授業参加が、1単位当たり<u>5単位時間以上</u></li> <li>担当部署の設置</li> <li>学年団、教科等に担当を設定</li> </ul>
STEAM	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題探究に特化した科目を7単位以上</li> <li>課題探究を軸とした<u>教科横断型の教育課程の編成</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>企業及び大学を含むコンソーシアムの構築</u></li> <li>連絡調整専門職員を指名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実社会における新たな課題を発見し、課題解決に取り組む過程で新たな価値を創造する力を育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>初年度10以上の団体（うち、5以上の企業等）</u>と連携</li> <li><u>企業等関係者</u>の授業参加が、1単位当たり<u>10単位時間以上</u></li> <li><u>「S」「T」「E」「A」「M」の取組内容、Artの位置づけの明示</u></li> <li>単位制に対応する選択科目群を設定</li> <li>担当部署の設置</li> <li>学年団、教科等に担当を設定</li> </ul>

2 スケジュール

時期	R6 年度 類型への改編・新学科の設置	R7 年度 類型への改編・新学科の設置	
R4. 4	<p>※類型への改編</p> <p>校内検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型についてのイメージ図の作成</li> <li>・ 特色ある教育活動の検討</li> <li>・ 教育課程表（案）の作成</li> </ul>	<p>※新学科の設置（改編）</p> <p>校内検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の構築</li> <li>・ 新学科についてのイメージ図の作成</li> <li>・ 学校設定教科・科目の検討</li> <li>・ 教育課程表（案）の作成</li> <li>・ 連携・協力体制の構築</li> </ul>	
R4. 6	<p>意思決定</p> <p>↓</p> <p>書類提出</p> <p>↓</p> <p>学校による内容説明</p> <p>↓</p> <p>県との協議</p>		
R4. 7	<p>再検討 →</p>		
R5. 3	<p>校内検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モデルケースの実施（試行）</li> <li>・ 記者発表資料の作成</li> <li>・ 周知方法の検討 等</li> </ul>		
R5. 3	<p>記者発表</p>		
R5. 4	<p>校内検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型への改編・新学科の設置に向けての準備</li> <li>・ 中学校への広報 等</li> </ul>		
R5. 5			
R5. 6			
R6. 3	<p>記者発表</p>		
R6. 4	<p>類型への改編</p>	<p>新学科の設置（改編）</p>	<p>校内検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型への改編・新学科の設置に向けての準備</li> <li>・ 中学校への広報 等</li> </ul>
R7. 4			<p>類型への改編</p> <p>新学科の設置（改編）</p>

## 新学科設置の条件及びスケジュール

## 1 設置条件等

学科	カリキュラム	組織	学びの内容	留意事項
学際領域	(a) スクール・ポリシーを踏まえ、各学科の特色等に応じた目標及び内容を定めた学校設定教科に関する科目を設け、当該科目については全ての生徒に2単位以上履修させる (b) 上記(a)の学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間を合計6単位以上履修させる (c) 上記(a)の学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間を原則として各年次にわたり履修させる ・学際的・複合的な課題探究を軸とした教育課程	・大学や国の機関等との連携協力体制 ・連絡調整専門職員を指名	・学際的・複合的な視点に立ち、現代的な諸課題の探究等に取り組む学び	・5以上の団体と連携 ・担当部署の設置 ・大学関係者の授業参加が、1単位当たり3単位時間以上 ・学年団、教科等に担当を設定
地域社会	(a)(b)(c)は同上 ・地域課題の解決に取り組む学びを軸とした教育課程	・地域の行政機関、事業者等との連携協力体制 ※学校運営協議会の設置 ・連絡調整専門職員を指名	・地域社会の一員としての視点に立ち、地域社会が抱える課題を探究する学び	・5以上の団体と連携 ・地域関係者の授業参加が、1単位当たり3単位時間以上 ・担当部署の設置 ・学年団、教科等に担当を設定

## 2 スケジュール

時期	令和7年度 類型への改編・新学科の設置（改編）
令和4年4月 ～ 令和5年4月 ～6月	校内検討 意思決定→書類提出（学校による内容説明）→市教委との協議 ・モデルケースの実施（試行） ・記者発表資料の作成 ・周知方法の検討 等
令和6年3月 まで 令和6年4月	記者発表 ・類型への改編、新学科の設置（改編）に向けての準備 ・中学校、義務教育学校等への広報 等
令和7年4月	類型への改編・新学科の設置（改編）

# 令和7年度～ 西宮東高校 新学科構想図(3年間の学び)

## グラデュエーションポリシー

主体的に学び、考え、実践する態度や能力の育成

自他のチャレンジを尊重し、ともにステップアップし合える資質の育成

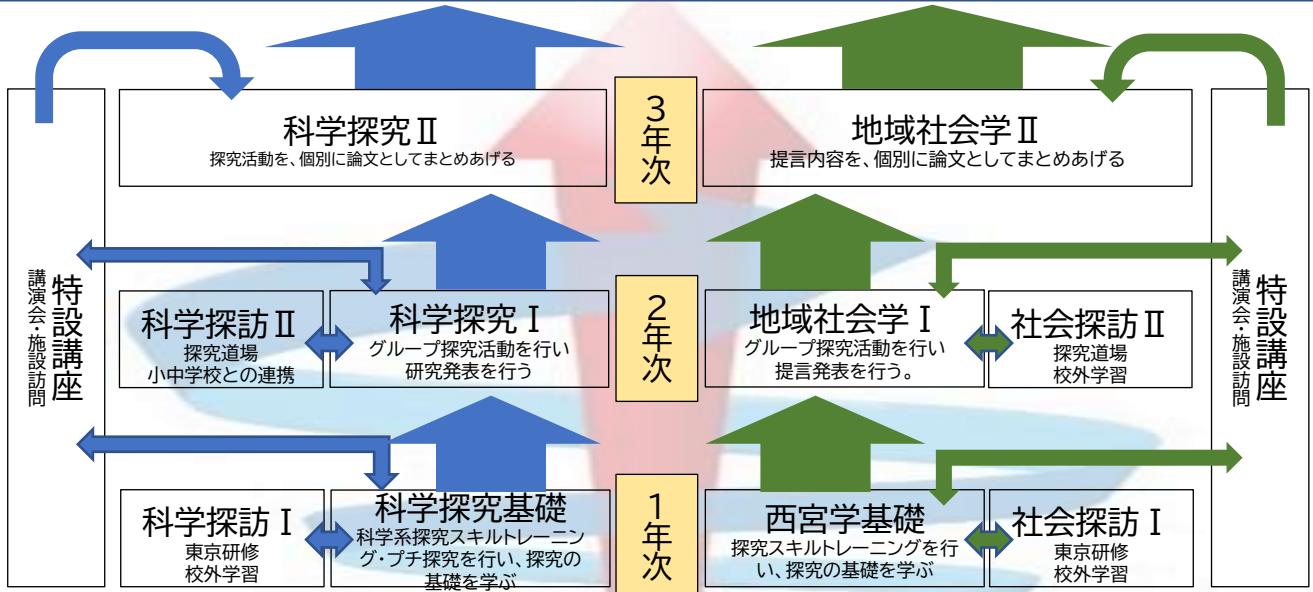
コミュニケーション能力・社会に対する問題意識・問題解決能力なども養い、国際社会や地域社会で活躍できる生徒の育成

## 新学科ポリシー

科学リテラシー・創造性・科学技術人材の育成

自ら学ぶ力の育成

社会に貢献するリーダー・グローバル人材の育成



## 科学探究科

【学際領域に関する学科】

SDGsの実現や超情報化社会の到来に伴う諸課題に対応できる人材育成を目指す。数学・理科の学力に加え、課題解決の能力、創造力、語学力の錬成を目指す。

前身: 数理・科学コース

## 社会探究科

【地域社会に関する学科】

地域社会の抱える課題に向き合い、その解決策を考える過程を通じて、社会に貢献するリーダーに必要な資質の育成を目指す。実践力、論理的思考力の錬成を目指す。

前身: 人文・社会科学コース

## 新学科コンソーシアム

企業  
外部団体

大学

西宮市立  
西宮高校

小中学校

西宮市役所

コミスク

普通科: 探究(CCU)



## 令和7年度 西宮東高等学校 全日制 普通科 科学探究科 教育課程表

科学探究科			1年		2年		3年	
教科	科目	標準 単位数	共通	選択	共通	選択	共通	選択
国語	★ 現代の国語	2	2					
	★ 言語文化	2	2					
	論理国語	4			2		2	
	文学国語	4						
	国語表現	4						
地理歴史	★ 地理総合	2			2			
	地理探究	3					3	
	★ 歴史総合	2	2					
	日本史探究	3						
公民	★ 公共	2			2			
	倫理	2						
	政治・経済	2						
数学	★ 数学Ⅰ	3	3					
	数学Ⅱ	4	1		3			
	数学Ⅲ	3			1		4	
	数学A	2	2					
	数学B	2			2			
	数学C	2			1			
理科	● 科探発展数学						3	
	★ 物理基礎	2	2					
	物理	4				2		4
	★ 化学基礎	2	2					
	化学	4			2		4	
保健体育	★ 体育	7~8	2		3		2	
	★ 保健	2	1		1			
芸術	■ 音楽Ⅰ	2		2				
	■ 美術Ⅰ	2		2				
	■ 書道Ⅰ	2		2				
外国語	★ 英語コミュニケーションⅠ	3	3					
	英語コミュニケーションⅡ	4			3			
	英語コミュニケーションⅢ	4					3	
	論理・表現Ⅰ	2	2					
	論理・表現Ⅱ	2			2			
家庭情報	論理・表現Ⅲ	2					2	
	★ 家庭基礎	2			2			
探訪	★ 情報Ⅰ	2	2					
	科学探訪Ⅰ		1					※1
総合	科学探訪Ⅱ				1			
	総合的な探究の時間	3~6	1		1		1	※2
教科・科目単位数 合計			30	2	30	2	26	4
			32		32		30	
HR相当りの時間数			1		1		1	

※1 学校設定教科「探訪」は特定の時期に集中して実施する。

※1,※2 この表では計5単位だが、各65分実施なので65分×5単位=325分、50分換算で6単位を満たす。

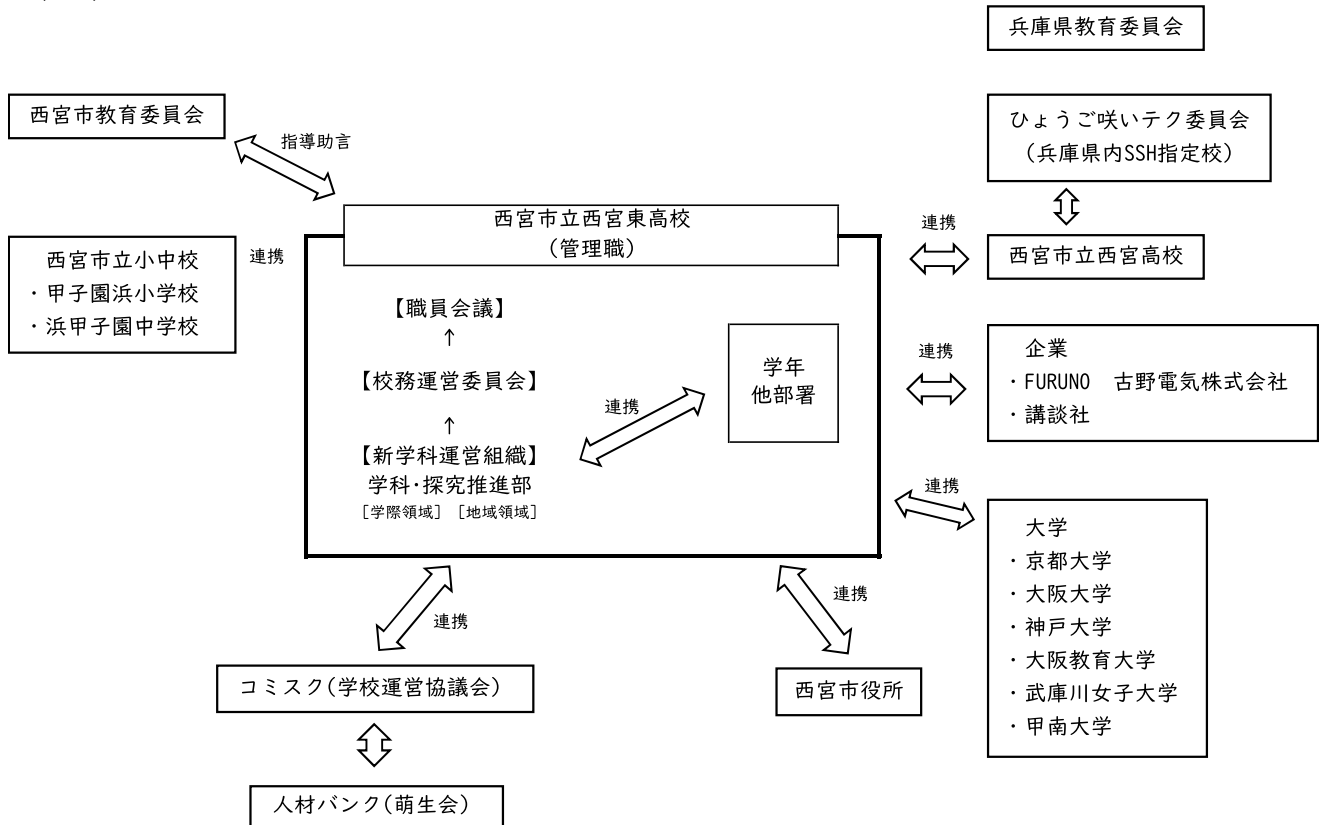
## 令和7年度 西宮東高等学校 全日制 普通科 社会探究科 教育課程表

社会探究科			1年		2年		3年	
教科	科目	標準 単位数	共通	選択	共通	選択	共通	選択
国語	★現代の国語	2	2					
	★言語文化	2	2					
	論理国語	4			2		2	
	文学国語	4						
	国語表現	4						
地理歴史	★地理総合	2			2			
	地理探究	3						4
	★歴史総合	2	2					
	日本史探究	3				3		4
	世界史探究	3				3		4
公民	★公共	2	2					
	倫理	2						
	政治・経済	2					2	
数学	★数学Ⅰ	3	3					
	数学Ⅱ	4	1		4			
	数学Ⅲ	3						
	数学A	2	2					
	数学B	2			2			
	数学C	2			1			
●社探発展数学							5	
理科	★物理基礎	2	2					
	物理	4						
	★化学基礎	2			2			
	化学	4						
	★生物基礎	2	2					
	生物	4						
●総合生物							2	
●総合化学							2	
保健体育	★体育	7~8	2		3		2	
	★保健	2	1		1			
	●スポーツ総合							
芸術	■音楽Ⅰ	2		2				
	■美術Ⅰ	2		2				
	■書道Ⅰ	2		2				
外国語	★英語コミュニケーションⅠ	3	3					
	英語コミュニケーションⅡ	4			4			
	英語コミュニケーションⅢ	4					4	
	論理・表現Ⅰ	2	2					
	論理・表現Ⅱ	2			2			
	論理・表現Ⅲ	2					2	
家庭情報	★家庭基礎	2			2			
	★情報Ⅰ	2	2					
探訪	社会探訪Ⅰ		1					※1
	社会探訪Ⅱ				1			
総合	総合的な探究の時間	3~6	1		1		1	※2
教科・科目単位数 合計			30	2	29	3	26	4
			32		32		30	
HR週当たりの時間数			1		1		1	

※1 学校設定教科「探訪」は特定の時期に集中して実施する。

※1,※2 この表では計5単位だが、各65分実施なので65分×5単位=325分、50分換算で6単位を満たす。

新学科組織図(改訂案)  
R5(2023).8.3



## 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」の推進

### 1 趣 旨

変化の激しい時代を迎える中、社会の変化に柔軟に対応し「学びたいことが学べる魅力と活力ある学校づくり」に向けて策定・公表(R4年3月)した「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、①県立高等学校の魅力・特色づくりの推進 ②県立高等学校（全日制）の望ましい規模と配置 ③入学者選抜制度・方法の工夫と改善を進めていく。

今回、県立高等学校の魅力・特色づくりの推進に向けた、普通科新学科への改編を進める。

#### 〔県立高等学校の魅力・特色づくりの推進「普通科新学科」部分抜粋〕

##### (1) 学際領域に関する学科もしくは地域社会に関する学科

- ・普通科新学科については、SDGsの実現やSociety5.0時代の到来に伴う課題、地域社会が抱える課題を探究する学びができることから、全学区において新設を検討する。
- ・その際、普通科コースからの改編、または発展的統合を行う学校への設置を基本とし、1学年1学級とする。普通科コースからの改編については、令和6年度もしくは令和7年度に行う。発展的統合を行う学校においては、統合に合わせて普通科新学科の設置を検討する。

##### (2) STEAMに関する学科

- ・STEAMについては、Society5.0時代において、課題解決能力や創造力を育むことができるため、全学区において推進する。
- ・STEAM学科を設置する場合は、特色ある学科または普通科コース設置校からの改編を基本とする。学科は1学年1学級の普通科新学科とする。また、学校全体でSTEAMを推進する高等学校においては、普通科単位制への改編を可能とする。

#### 〔参考：普通科新学科〕

普通科新学科は、学校教育法施行規則等の一部改正（令和4年4月施行）により、高等学校において設置が可能となった。

普通科新学科の教育課程は、普通教育に関する各教科・科目の学びを基本としながら、大学等の研究機関や地域自治体、企業等との連携・協働により、SDGsの実現等に向けた探究活動に特化した学習（週2時間程度）に取り組む。（3学年で7単位以上）

学際領域に関する学科	<u>国内外の大学や研究機関とのコンソーシアムを構築し、社会的課題に関連した新たな学問領域における探究活動を実施。</u>
地域社会に関する学科	<u>地元市町や小・中学校、社会教育機関、団体等とのコンソーシアムを構築し、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する探究活動を実施。</u>
STEAMに関する学科	本県独自に設置する学科。 <u>最先端の科学技術分野における民間企業等とのコンソーシアムを構築し、STEAMに関する知識・技能を活用しながら、新たな価値を創造する探究活動を実施。</u>

## 2 普通科新学科に改編する県立高等学校

### (1) 学校名及び学科名

学校名	改編する学科名
県立御影高等学校	普通科 文理探究科（学際領域に関する学科）
県立八鹿高等学校	普通科 文理探究科（学際領域に関する学科）
県立柏原高等学校	普通科 地域科学探究科（地域社会に関する学科）
県立篠山鳳鳴高等学校	普通科 STEAM 探究科（STEAM に関する学科）〔単位制〕
県立明石高等学校	普通科 STEAM 探究科（STEAM に関する学科）〔単位制〕
県立姫路飾西高等学校	普通科 STEAM 探究科（STEAM に関する学科）〔単位制〕
県立豊岡高等学校	普通科 STEAM 探究科（STEAM に関する学科）〔単位制〕

### (2) 改編年度

令和6年度

※「STEAMに関する学科」設置校については、学校全体でSTEAMを推進する体制・カリキュラム等の整備状況を見極めながら、令和7年度以降に、各校に設置する全ての学科を学年制から単位制に改編することを検討する。

### (3) 通学区域

当該高等学校が所在する普通科の通学区域（学区内）

### (4) 選抜方法

実施時期 : 2月（推薦入学）

募集定員（割合）：40人（100%）

実施方法 : 面接、適性検査及び小論文（作文）等